

概要版

第2次吹田市地域福祉計画

いのちと暮らしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり



平成23年(2011年)3月

吹田市

I 第2次吹田市地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉って？

福祉とは「しあわせ」を意味します。地域福祉とは、地域がしあわせであふれるよう、住民や福祉関係者、行政が協力して、くらしの課題を解決していこうという取り組みです。支援する人も支援を必要とする人も、このまちに住んでよかったと実感できるような社会を実現するため、お互いの支えあいの輪を広げ、住民自らがその輪の中に参加したいと思える仕組みづくりが必要です。

2 地域福祉計画って？

市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりについてまとめたものです。

法的な位置づけとしては「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」の基本理念及び第8条に沿っており、社会福祉法第107条に規定された市の行政計画です。社会福祉法第4条に規定された「地域福祉」の推進を目的としています。

3 地域福祉における重要なポイント

地域福祉の問題解決を図るために、以下の4つのポイントを推進していくことが大切です。

- (1) 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む
- (2) だれもが自立してともに暮らしていける社会をめざす
…人権尊重、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン
- (3) 「公」と「民」の役割を明確にして協働で取り組む
- (4) くらしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

4 計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年です。進行管理と必要に応じて見直しを行っていきます。

5 計画の位置づけ

第2次地域福祉計画は第3次総合計画を上位計画としながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、次世代育成支援行動計画などの個別行政計画で表現されている内容を地域福祉の視点で再整理したもので、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示すものです。また、社会福祉協議会の『第2次地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画』と密接な関係にあり、互いに連携して進める必要があります。

6 第1次地域福祉計画の主な成果

「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として掲げ、第1次地域福祉計画を推進してきました。地域で困っている人へ必要な支援を結びつけ、地域福祉活動を活性化させるコミュニティソーシャルワーカーを13名、社会福祉協議会に配置しました。コミュニティソーシャルワーカーが人と人をつなぐことで、地域の問題を自分の問題としてとらえ、住民自らが主体的に福祉に関わる、地域の支えあいの輪が広がっています。

Ⅱ 第2次吹田市地域福祉計画の基本方向

1 第2次地域福祉計画の目標

「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」

具体的な目標

- 健康の保持・増進
- 社会的孤立の解消
- 安心・安全な地域生活

2 地域福祉の進め方

(1) 活動の推進(民の役割)

今日、行政の取り組みだけでは住民のいのちとくらしを全面的に支えることはできません。地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などによる地域福祉活動の推進により、地域住民のくらしを支えていくことが特に重要となっています。

(2) 活動の条件整備(公の役割)

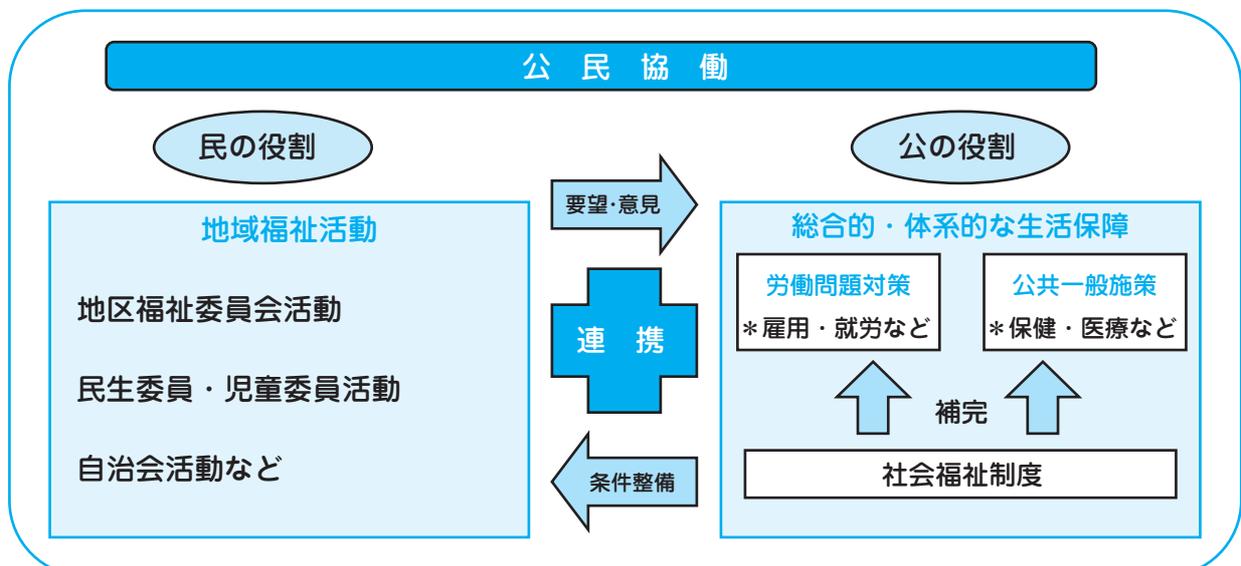
地域福祉活動をより推進させていくためには、行政によるヒト(専門職員によるアドバイス)・モノ(活動拠点の整備等)・お金(財政支援)・情報提供の充実といった条件整備が重要です。

(3) 総合的・体系的な生活保障(公の役割)

地域福祉を発展させるためには、活動の条件整備以外にも社会福祉制度やくらしを支える関連施策の充実(総合的・体系的な生活保障)が必要となってきます。

これらの公と民の役割を十分に発揮し、協力しあうことで公民協働による地域福祉が推進・発展していきます。

● 地域福祉の進め方の概略図 ●



3 地域福祉計画の重点課題

第2次地域福祉計画では、地域福祉推進の方向を明確化するために以下の重点課題を設けました。これらの項目を特に推進していきます。

1 地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援

各地域におけるさまざまな地域福祉活動や、市民の暮らしを支える保健・福祉サービスを確実に市民に伝えるため、インターネット等の新たな手段を活用した情報発信を検討していきます。また、わかりやすい地域福祉のホームページを作成する中で、公と民の情報について、小学校区単位等で取りまとめて一覧表に整理するなど、市民がより活用しやすいものになるよう工夫していきます。

2 地域福祉活動の担い手づくりのための学習会、懇談会開催の支援

地域福祉活動の担い手不足が、地域の大きな課題としてあげられています。特に、担い手に若い世代が少ないことが問題となっています。

身近な場所での困りごとを考えるなどの、学習会や懇談会の開催を支援していくことで地域福祉活動の担い手づくりを支援していきます。

3 「まちの縁側」づくり(交流と問題・課題発見の場)の支援

「無縁社会」という言葉が認知されてきましたが、人と人とのヨコのつながりが希薄になっています。

日常的に交流できる場であると同時に、暮らしの問題や課題を発見する場として「まちの縁側」を、自治会単位もしくは半径約500mを目安として設置できるよう支援することで「すいた版・地域福祉」を確立していきます。

4 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実

大規模な災害が発生した場合、公的な援助には限界があるため、自助を基本に、互助(地域での助けあい)により、少しでも被害を減らすことが必要です。

日ごろから要援護者の情報を適切に把握し、地域の関係機関や支援者等との間で情報の共有を図り、災害時における地域での支援体制を充実することで、要援護者が地域で安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

5 制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「(仮称)地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

病気やけがによる一時的な要支援状態等にある人々など、既存の公的な福祉サービスの対象となっていない制度の谷間にある問題があります。そのような地域で発見された問題点について解決策を検討する「(仮称)地域福祉問題調整会議」を公民の関係スタッフで立ち上げ、定期的に調整会議を開催していきます。

Ⅲ 地域福祉を推進するための具体的施策の展開

1 地域福祉活動推進の条件整備

地域福祉の発展には、住民のみなさんの「地域をよりよくしたい！」という思いとともに、行政による条件整備(ヒト・モノ・お金・情報)が重要となります。

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化
- (2) ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能強化
- (3) 交流の場・活動拠点の整備
- (4) 地域福祉活動を進めるための財政支援
- (5) 地域福祉活動を進めるための情報発信

〔主な取り組み内容〕

- コミュニティソーシャルワーカーやボランティアセンターの市民への周知
- 立ち寄りやすいボランティアセンターの設置の検討
- 1ブロックに2館ずつのコミュニティプラザの整備
- 地区公民館の改修や自治集会施設の整備
- 既存施設を地域福祉活動の場として活用
- インターネットなどの新たな手段を活用しての情報発信の検討

2 公民協働による地域福祉活動の充実

地域福祉を公民で協働して進めるため、地域福祉を推進する核となる人材の発掘と、関係諸団体への活動の支援が必要となります。また、住民の人権・福祉意識を高めるためにさまざまな人を地域の活動によび込み、地域が常に開かれた場とすることも大切です。

- (1) 地域福祉活動への参加の促進(担い手づくり)
- (2) 地域で活動する諸団体の活動への支援
- (3) みんなの居場所づくり
- (4) 安心・安全のまちづくり
- (5) 人権意識・福祉意識の向上(人権教育・福祉教育)

〔主な取り組み内容〕

- 地域の課題を把握するための、学習会や懇談会の開催支援
- 社会福祉協議会の体制整備や基盤強化、民生委員・児童委員の役割や活動内容の周知
- 自治会の加入率向上のため、インターネットを通じて啓発
- まちの縁側が自治会単位(半径500m程度)で設置されるよう支援
- 防災講座の活用による、自主防災組織の結成促進
- 災害時要援護者登録制度の周知や、災害時要援護者支援プランの策定
- 社会福祉協議会と社会福祉施設等による、手話・点字学習体験などの福祉教育の充実

3 サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

今日、行政による多くの福祉サービスがありますが、わかりやすく利用しやすい保健・福祉サービスの仕組みづくりが必要です。そして、すべての市民が何らかの形で地域の支えあいのネットワークに関わり、地域で孤立することをなくす取り組みを進めることが重要です。

- (1) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
- (2) 身近な総合相談・支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの利用支援と権利擁護
- (4) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

〔主な取り組み内容〕

- 市のホームページを活用し、保健・福祉サービスの利用についての情報提供の充実
- 保健・福祉の地域拠点として地域保健福祉センター・地域包括支援センターの整備
- コミュニティソーシャルワーカーによる福祉相談会の実施
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進
- 福祉オンブズパーソン制度などの苦情相談窓口についての周知・普及
- 市民後見・法人後見等成年後見制度の研究
- 制度の谷間にある問題について解決策を検討する「(仮称)地域福祉問題調整会議」の立ち上げ
- 障がいのある人に対するケアマネジメント体制の整備

4 保健・医療、社会福祉制度の充実

住民が抱えるさまざまなくらしの課題を解決させるために、公の役割として保健・医療、社会福祉制度の充実が重要となります。

- (1) 健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実
- (2) 子ども・子育てを支援する基盤の充実
- (3) 障がいのある人とともに生きる社会の実現
- (4) 高齢者がいきいきと地域で暮らしていくためのサービスの充実
- (5) セーフティネット構築のための地域と連携した支援
- (6) 安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実

〔主な取り組み内容〕

- 病院や診療所等の相互の連携を強めた、地域医療連携体制の整備
- 児童虐待防止ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)の活動の充実
- 待機児童の解消を図るため、計画的な保育所の整備
- 障がいのある人の在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域密着型サービスの整備
- 不登校やひきこもりとなっている人への相談支援
- 経済的に困難な人に対する医療費の助成や福祉サービス利用料などの負担金軽減

5 関連施策の充実

くらしの問題は、保健・医療、社会福祉制度だけではなく、労働問題対策などの関連施策の充実を図り、総合的・体系的に生活保障をしていく必要があります。

- (1) 働く場所と働きやすい環境づくり
- (2) 安心・安全な住まいの整備
- (3) 安全でバリアのない交通環境・まちづくり
- (4) 生涯学習・生涯スポーツの振興
- (5) 地域に密着した商業振興

〔主な取り組み内容〕

- 雇用につながる能力開発の講座や研修の開催
- 休日・休暇の拡充の促進が図れるよう事業所や関係機関に働きかけ
- 道路や公園をはじめとする公共空間において交通安全施設等の整備
- レンタサイクルの活用を推進し、自転車等の駅周辺の路上放置解消
- 公共施設間を結ぶ福祉巡回バスの運行や、交通不便地域におけるコミュニティバスの運行
- 介護予防につながる生涯スポーツに取り組める環境の整備
- 商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等の設置

6 地域福祉計画の推進に向けて

だれもがいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを推進し、計画の目標を実現させるために市民参画や協働の仕組みをさらに整え、市民といっしょになって地域福祉に取り組む職員や職場づくりを進めることが重要です。そして、社会福祉協議会をはじめとした各関係機関や団体との連携を図り、地域に視点を置いたきめ細かい施策の展開が今求められています。

- (1) 計画の進行管理
- (2) 行政の推進体制等
- (3) 関係機関・団体等との連携

〔主な取り組み内容〕

- 第2次地域福祉計画推進委員会などにおいて、計画の進行管理の実施
- モデル地区の設定による地域福祉の詳細な進捗状況の把握
- 地域福祉を推進する部局の充実
- 市の関係部局間の地域福祉の視点を意識した連携・協力
- 市の関係部局による計画の進捗状況の把握や検討する場の開催
- 地域福祉について職員の意識向上を図るための職員研修や大学院修学支援制度の活用
- 地域と連携し、協働によるまちづくりを担うことのできる人材の育成

● お問い合わせ先 ●

● 地域の困りごとをいっしょに考える地域密着相談員 コミュニティソーシャルワーカー

千里ニュータウン・万博・
阪大ブロック
千里ニュータウン地域包括支援センター
高野台4-3-1

山田・千里丘ブロック
亥の子谷地域保健福祉センター
(亥の子谷コミュニティセンター内)
山田西1-26-20

千里山・佐井寺ブロック
社会福祉協議会
(総合福祉会館内)
出口町19-2

片山・岸部ブロック
社会福祉協議会
(総合福祉会館内)
出口町19-2

豊津・江坂・南吹田ブロック
社会福祉協議会
(総合福祉会館内)
出口町19-2

JR以南ブロック
内本町地域保健福祉センター
(内本町コミュニティセンター内)
内本町2-2-12

連絡先 吹田市社会福祉協議会
TEL 6339-1205/6339-1254
FAX 6339-1202

● 子どものサービスについてのお問い合わせ

子育て支援課 TEL 6384-1492
こども支援交流センター
TEL 6339-6105

子育て青少年拠点夢つながり未来館
(子育て相談〔専用電話〕)
TEL 6816-8533

保健センター
(育児や健康の電話相談〔専用電話〕)
TEL 6339-1218

こども政策室
(児童虐待の相談や通報〔専用電話〕)
TEL 6384-1472



● 障がいのある人のサービスについてのお問い合わせ

障がい者くらし支援室
TEL 6384-1347 FAX 6385-1031
内本町地域保健福祉センター
TEL 6317-5461 FAX 6317-5469
亥の子谷地域保健福祉センター
TEL 4864-8551 FAX 4864-8550

● 高齢者のサービスについてのお問い合わせ

総合福祉会館(地域包括支援センター) TEL 6339-1207
千里ニュータウン地域包括支援センター TEL 6873-8870
内本町地域保健福祉センター(地域包括支援センター) TEL 6317-5461
亥の子谷地域保健福祉センター(地域包括支援センター) TEL 4864-8551
介護保険課 TEL 6384-1343



第2次吹田市地域福祉計画

平成23年(2011年)3月

発行 吹田市
編集 福祉保健部 地域福祉室 福祉総務課
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
TEL 06-6384-1815(直通) FAX 06-6368-7348
ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp>

この冊子は、1,000部作成し、1部あたりの単価は88円です。